

相談の受付件数

- 平成30年10～12月の受付件数は139件。
- ブロック別の内訳は東北3件、関東59件、近畿44件、中国6件、九州27件。

相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(124件(元請61件、下請43件、専門工事業者1件、技能労働者1件、不明18件))。他には、発注者(6件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談が全相談件数の約39%を占め、相談件数は今年度7～9月期の67件から54件と減少した。うち、加入すべき保険や現場入場に係る問合せが21件、法定福利費や標準見積書に係る問合せが14件寄せられた。また、建設業法全般(50件)に関する問合せも多く寄せられた。主な相談内容は具体的には次のとおり。
(※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。)

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	3
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の情報	⑫ 新労務単価関係	0
	⑬ 建設業法全般	50
	⑭ 元下関係	9
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	21
	⑯ 法定福利費関係	14
	⑰ その他	19
その他	⑱ その他	23

<社会保険加入対策に関する情報>

【加入すべき保険・現場入場について】

- ・ 直轄工事の元請で、一次下請と契約している。一次下請が二次下請と再下請の予定であるが、二次下請が個人事業主で労働者が4人の場合の保険は社会保険でないダメか、との問い合わせが一次下請からあったので、確認のため電話した。(10月・元請建設業者)
- 個人事業主で常用労働者が5人未満の場合は、雇用保険は加入させなければならないが、**医療保険及び年金保険は、それぞれ国民健康保険又は建設国保、及び国民年金が適切な保険**となる。
(適切な保険の範囲：<http://www.mlit.go.jp/common/001154556.pdf>)
(フローチャート：<http://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf>)

【法定福利費について】

- ・ 建築工事を依頼したが、見積りに法定福利費が計上されている。法定福利費は事業主が負担するものであって、施主が負担するものではないと考える。(11月・発注者)
- 建設業界においては、人材確保のための環境整備を国土交通省としても行っている。その一環として法定福利費は事業を行う上で必要な経費である。その経費の見える化を図るため外枠計上した見積書の作成を施策として行っている。以前はその経費は工事代金に含まれていたもので、その経費を外枠で計上したものであり、基本、総額が増額になるものではない。法定福利費は**工事において必要な人件費の15%程度をあえて見える化したものであり、必ずしも発注者に不利な条件となるものではない**。建設業界の環境整備の一環の施策であることを理解いただきたい。

→ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

主な相談内容その2

- ・ 当社は下請として元請から法定福利費を計上した見積書の提出を求められている。その法定福利費はいずれにかかるのか。(10月・下請建設業者)
- 基本的には、その**工事の直接工事費**において、**作業員の賃金**に対し、**15%程度**を計上いただくことになる。(法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順：<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>)

【その他社会保険加入対策について】

- ・ 下請企業の社会保険加入をどのように確認すればよいか。(11月・元請建設業者)
- 必要に応じて下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料の写しを提示させるなどして頂きたい。個人情報の問題が気になるようであれば**保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもので構わない**。(社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン：<http://www.mlit.go.jp/common/001140397.pdf>)

<その他(建設業法全般に関する相談など)>

- ・ 民間発注者で、元請業者の技術者の配置について質問したい。例えば当方から元請業者に5,000万円の材料を支給し、施工額が2,000万円の場合の技術者は、監理技術者になるのか。(11月・発注者)
- 下請契約金額が**4,000万円以上**となった場合は、**監理技術者を配置**しなければならないが、下請契約の請負金額が**4,000万円に満たない**場合は、**主任技術者の配置**となる。
- ・ 施工体制台帳に技術者の実務経験証明を添付する必要があると思うが、工事経験が短い工事ばかりであるので、実務経験10年の記載となれば相当数の工事履歴を記載しなければいけない。他何件で記載することで構わないか。(11月・元請建設業者)
- 様式は定まったものは無いが、その**経験が確実に10年を満たしていること**の確認は**必要**であり、その確認ができる証明を添付いただくことになる。ご面倒でもすべて記載いただきたい。
- ・ 下請から月の出来高の申告があり、その額が当初予定の出来高に至らない場合、支払いはどうなるか。(11月 元請建設業者)
- 下請から一定の出来高について、元請に引渡し申し出があり、その出来高を確認の上、引き渡しを受ければ、その額の支払いをするもの。当然ながら、**申出の出来高に至らない場合は双方で確認の上、出来高を確定**させることになる。
- ・ 現場の技術者の専任について3,500万円以上という金銭面での基準があるが、この額の基準は、その工事の注文者が材料を提供する場合、この材料費を含めて判断するのか。(11月 その他)
- **技術者の専任**に関して、3,500万円の請負金額の額の判断については、注文者が材料を提供する場合は**その市場価格又は市場価格および運送費を当該請負契約の額に加えた額で判断する**事になっている。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダumping対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	3
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の標準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負情報	⑫ 新労務単価関係	0
	⑬ 建設業法全般	5 0
	⑭ 元下関係	9
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	2 1
	⑯ 法定福利費関係	1 4
	⑰ その他	1 9
その他	⑱ その他	2 3

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)